

郡山市文化芸術振興褒賞メダル授与基準

- 1 目的 全国大会等に出場した音楽団体等に対し、その功績を褒賞しメダルを授与することにより、文化芸術の振興を図ることを目的とする。
- 2 対象者 全国大会等に出場した市内幼稚園等、小・中学校、高等学校の音楽団体等及び個人で、郡山市が特に認めるもの。ただし、全国大会等とは、競技・競演の実演選抜により県代表の資格又はそれに準ずる資格を有するものが参加する全国規模の大会とする。
- 3 授与方法 対象者に対し、当該年度中に予算の範囲内で、褒賞メダルを個人ごとに授与する。ただし、同一年度に同一団体及び個人が複数の全国大会等に出場した場合には、大会毎の褒賞メダルの授与は行わない。
- 4 適用日 この基準は平成27年4月1日から適用する。